最終更新日:2015年7月10日
DMG森精機株式会社
取締役社長　森　雅彦
問合せ先:052-587-1811(代表)
証券コード:6141
http://www.dmgmori.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主や投資家の皆様をはじめとしてお取引先、従業員、地域社会の皆様等社会全体に対する経営の透明性を高め、公正かつ効率的な企業運営を行うために、コーポレート・ガバナンスの充実、経営監視機能の強化を最も重要な課題として取り組んでおります。
今後とも長期安定的な企業価値の向上を図り、より高い企業倫理観に根ざした事業活動の推進に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ディーエムジー　モリセイキ　アーゲー (常任代理人　クレディ・スイス証券株式会社)	12,797,003	9.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,743,000	5.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,228,100	4.68
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	5,401,892	4.06
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3,745,700	2.82
森　雅彦	3,540,285	2.66
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT - TREATY RATE (常任代理人　シティバンク銀行株式会社)	3,476,926	2.62
森　智恵子	2,287,271	1.72
野村信託銀行株式会社(投資口)	1,938,900	1.46
森　優	1,760,379	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
なお、上記のほか、当社が保有する自己株式107,186株があります。

1. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその他の共同保有者6社から、平成27年1月21日付の変更報告書の写しの送付があり、平成27年3月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(1) 氏名又は名称　:JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所　:東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
保有株券等の数:8,454千株
株券等保有割合:6.36%

(2) 氏名又は名称　:ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(ユーケー)・リミテッド
住所　:英国 ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ バンク・ストリート25
保有株券等の数:550千株
株券等保有割合:0.41%

(3) 氏名又は名称　:ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネジメント・インク
住所　:アメリカ合衆国 10017 ニューヨーク州 ニューヨーク パーク・アベニュー270
保有株券等の数:2,382千株
株券等保有割合:1.79%

(4) 氏名又は名称　:ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション
住所　:アメリカ合衆国 オハイオ州 コロンバス市 ポラリス・パークウェー1111
保有株券等の数:978千株
株券等保有割合:0.74%

(5) 氏名又は名称　:JPモルガン証券株式会社
住所　:東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
保有株券等の数:88千株
株券等保有割合:0.07%

(6) 氏名又は名称　:ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー
住所　:英国 ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ バンク・ストリート25
保有株券等の数:839千株
株券等保有割合:0.63%

(7) 氏名又は名称　:ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション
住所　:アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・テック・センター
保有株券等の数:181千株
株券等保有割合:0.14%

2. オデイ・アセット・マネジメント・エルエルピーから、平成26年9月3日付の変更報告書の写しの送付があり、平成26年8月27日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称　:オデイ・アセット・マネジメント・エルエルピー
住所　:英国 ロンドン アッパー・グロブナー・ストリート12
保有株券等の数:10,330千株
株券等保有割合:7.77%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)上場の株式会社太陽工機の議決権を50.84%(1,494千株)保有し、連結子会社としております。人事面では、当社の代表取締役が同社の非常勤取締役を兼任しており、従来より、自主独立経営を維持しつつ、定期的な報告会を開催し一体的な経営を行うことでグループでの企業価値向上に努めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青山　藤詞郎	学者											
野村　剛	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青山　藤詞郎	○	―――	機械工学・生産工学をはじめとする分野について幅広く卓越した知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
野村　剛	○	当社のお客様である松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）の役員を平成21年4月～平成27年6月まで務めておられました。	長年の経営経験と生産技術・品質・環境分野で培われた業務経験と幅広く高度な見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室との連携状況につきましては、監査役は内部監査室より、内部統制の状況について定期的に報告を受けております。
監査役及び内部監査室と会計監査人との連携状況につきましては、四半期毎の定期的な打合せに加え、必要に応じて随時打合せを実施し、積極的に意見・情報交換を行うことにより、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤　由人	他の会社の出身者										△			
木本　泰行	他の会社の出身者							○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤　由人	○	当社のお客様であるトヨタ自動車株式会社の取締役に平成8年6月～平成15年6月まで就任、その後当社のお客様である愛三工業株式会社の代表取締役に平成15年6月～平成21年6月まで就任、平成21年6月～平成24年6月まで同社顧問を務めておられました。	長年の経営経験と生産技術・品質・開発分野で培われた業務経験と幅広く高度な見識をもって監査体制に対する意見を期待できるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
木本　泰行	○	当社の取引銀行である株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）の取締役に平成10年6月～平成18年5月まで就任、その後株式会社日本総合研究所の代表取締役に平成18年5月～平成24年4月まで就任、平成24年4月～平成27年6月までオリンパス株式会社の取締役を務めておられました。	実業界における豊富な経験と高い見識を生かし、意思決定の妥当性・適正性を確保する意見及び企業経営の観点から監査に関する意見を期待できるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2010年以降、ストックオプションは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

2009年までに付与したストックオプションについては、全て権利行使期間が満了しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度における取締役及び監査役の報酬等の額は、下記のとおりであります。
取締役　　6名　391百万円
監査役　　2名　 40百万円
社外監査役　2名　 22百万円

平成19年6月28日開催の第59回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を「総額を年額600百万円以内」、監査役の報酬等の額を「総額を年額100百万円以内」と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、各取締役の報酬は業績貢献や業務執行状況を勘案して決定し、各監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

監査役室に専任の職員を1名以上置いて、社外監査役の活動をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役制度を採用しております。
取締役会は平成27年6月19日現在、7名の取締役、うち2名が社外取締役、また、監査役会は3名の監査役、うち2名が社外監査役で構成されております。
経営上の重要な案件は定期及び臨時に開催する取締役会に付議され、取締役が各々の判断で活発に意見を述べ十分に審議が尽くされたうえで意思決定する仕組みとなっており、また、取締役の任期を1年にすることで、取締役の使命と責任をより明確にする体制としております。平成18年には取締役社長を議長とする経営協議会、平成21年には執行役員会を設置し、意思決定の迅速化並びに経営の健全性の向上を図っております。更に、取締役、執行役員及び部長等を構成員とする各部門会議を毎月開催し、重要経営方針、基本戦略の共有徹底と進捗管理を行い、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化しております。
近年、大量破壊兵器の不拡散や通常兵器の過度の蓄積防止に対する国際的な関心が一段と高まっております。当社グループにおきましては、取締役社長を委員長とする輸出管理委員会を設置し、輸出関連法規の遵守に関する内部規程（コンプライアンス・プログラム）の制定、内容変更の検討並びに製品の輸出の可否等について厳正な審議を都度行っております。
平成17年には、内部統制システム構築の一環として、管理本部長を委員長とした開示情報の決定に関する諮問機関である開示情報統制委員会を設置し、更なる経営の透明性、健全性の向上を目指しております。
監査役は、監査方針に従って取締役会、執行役員会、各部門会議その他重要な会議に出席し意見を述べ、また、重要な決議書類等の閲覧を行い、更には、本社各部門及び各事業所、テクニカルセンタ、関連子会社に対し厳正な監査を実施しております。
このようにして、少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、コンプライアンス体制の確立等経営改革を行い、経営の公正性及び透明性を高め効率的な企業統治体制を確立しております。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役及び社外監査役については、当社との人的・取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性を保持しております。

各社外監査役は常勤監査役と連携して、監査役会にて監査方針、監査計画、監査方法、業務分担を審議、決定し、これに基づき年間を通して監査を実施しております。また、経営トップ並びに各取締役と定期的な意見交換を実施するとともに、適宜、工場、グループ会社等の現場往査を行っております。会計監査人との間では定期的に会合を開催することで情報共有を図っております。これに加え、平成27年3月期に係る定時株主総会において社外取締役を選任したことにより、経営に対する監視・監督機能を更に強化いたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成26年度株主総会は平成27年6月19日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、中間、本決算後に対面方式の説明会を実施。 その他に年2回、第1・3四半期決算後に電話会議方式の説明会を実施。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州（年3回）、米州（年1回）、アジア（年2回）でそれぞれ実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料等	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念により規定。
環境保全活動、CSR活動等の実施	太陽光・風力発電・蓄電池導入。 技能五輪国際大会への協賛。 切削加工ドリームコンテスト開催。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	顧客に対するニュースレターの配信。 商社・販売店に対しての年2回の説明会実施。 サプライヤに対しての年2回の説明会実施。 四半期毎の社長による従業員に対する業績説明会の実施。 毎月の取締役による従業員に対する業績説明会の実施。
その他	国内外の大学・研究機関への研究活動の助成。 ものづくりに対して理解を深めるための、小中学校の工場社会見学の受入。 大学生・大学院生を対象としたインターンシップの受入。 東日本大震災支援の一環として国立高等専門学校生に対する奨学基金を業務・資本提携先のDMG MORI SEIKI AGと設立。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制基本方針」を決議し、実施しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社は、経営理念、「DMG森精機の進む道」10の理念、社員ハンドブック、輸出管理プログラム、環境・労働安全衛生・品質マネジメントシステム等の各種行動規範・規程・ルールにより、取締役、執行役員及び役職員の具体的行動に至る判断基準を明示しております。
　取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、同会がこれら行動規範の整備、コンプライアンスの推進、役職員への教育、横断的な統括等において、実行機能しうる体制としております。
　反社会団体による組織暴力に対しては、組織として毅然とした対応をし、反社会的勢力を排除することを基本方針として取り組んでおります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営協議会議事録、執行役員会議事録、各部門会議議事録、及び電子稟議書システムを通じた日常の意思決定・業務執行の情報等を管理・保存しており、また、取締役及び監査役はこれら情報を文書又は電磁的媒体で常時閲覧できる体制にあります。
　「取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する規程」を整備し、職務執行に係る情報の保存及び管理の体制をより明確にしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、マネジメントシステムによる環境・労働安全衛生・品質のリスク管理、財務報告の信頼性に係るリスク管理、輸出管理プログラムによるリスク管理、電子稟議書システムによる日常業務上でのリスク管理等を実践しております。
　取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、取締役社長が統括責任取締役及びカテゴリー毎に責任取締役を任命し、同会がグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理していける体制づくりに取り組んでおります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。また、取締役を補佐し、より迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入しております。
　(1)電子稟議書システムを用いた迅速な意思決定
　(2)取締役会、経営協議会、執行役員会及び各部門会議における取締役、執行役員及び幹部職員の執行状況報告と監査役による職務執行監視
　(3)取締役会、経営協議会、執行役員会及び各部門会議による事業計画の策定、事業計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期毎業績管理の実施
　(4)取締役会、経営協議会、執行役員会及び各部門会議による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当社子会社においても、その性質及び規模に応じて当社と同様の経営システムを適用し、又は準拠することで、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。
　そのうえで当社は、電子稟議書・週報システムの連結ベース運用、連結ベースでの各種定例会議、取締役社長並びに担当取締役の定期・不定期訪問、子会社定期内部監査等を通じて子会社・関連会社の業務を把握し、その適正を確保することに努めております。
　具体的には、当社取締役の1名以上が子会社の取締役又は監査役を兼任することで、子会社の取締役会及びその他の重要会議に出席し、子会社の取締役及び業務を執行する社員からの職務の執行に係る事項の報告を把握できる体制としています。
　また、当社の内部監査部門が子会社の性質や規模に応じた合理的な内容で、子会社のリスク管理の状況について監査を実施するとともに、子会社からの報告については、報告内容及び子会社の規模に応じて、監査役による子会社監査時及び子会社監査役等との監査情報連絡会等で情報を共有できる体制を構築しております。
　上記報告体制・監査体制を前提に、当社社長直轄部門、管理本部、人事本部及び経理財務本部をグループ全体の内部統制に関する担当部門として、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を進めております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
　当社は、現状監査役を補助する専任の職員を1名以上配置しております。
　補助職員の人事異動、評価等は監査役の同意事項とし、また、監査の実効性を高め、独立性を確保するための体制について、監査役と定期的な意見交換を実施しております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社は、監査役が、取締役会、経営協議会、執行役員会、各部門会議等の定例重要会議に出席し決議事項及び報告事項を聴取し、必要に応じ取締役、執行役員又は役職員等に報告を求めております。
　取締役、執行役員及び役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役会又は監査役に当該事実を報告することとし、「監査役監査の実効性確保に関する規程」を整備しその詳細を明示しております。また、監査役会又は監査役は、取締役、執行役員又は役職員等に対し報告を求めることができるものとしております。
　当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
　当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社は、監査役会又は監査役が、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期、臨時的に意見交換を実践しております。

今後ともこのような体制を維持し継続してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会団体による組織暴力に対しては、組織として毅然とした対応をします。

1. 反社会的勢力を排除する基本方針を明確に打ち出す。
2. 反社会勢力の威嚇には、警察等と連携して対応する。
3. 業界団体や地域企業と連携し、反社会的勢力の排除に取り組む。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

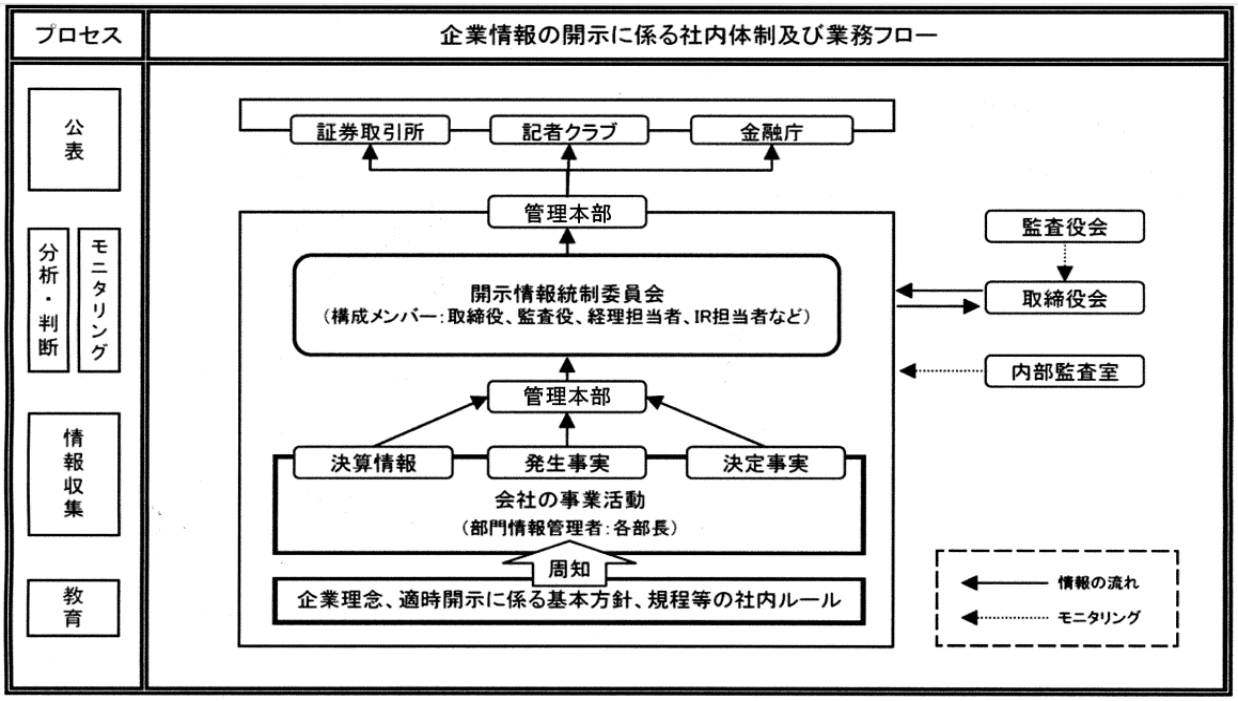
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
当社は、顧客・従業員・株主をはじめとする利害関係者（ステークホルダー）への情報提供を適時適切に行うことが重要な経営課題の一つであると考え、積極的な企業情報の開示に取り組んでいます。

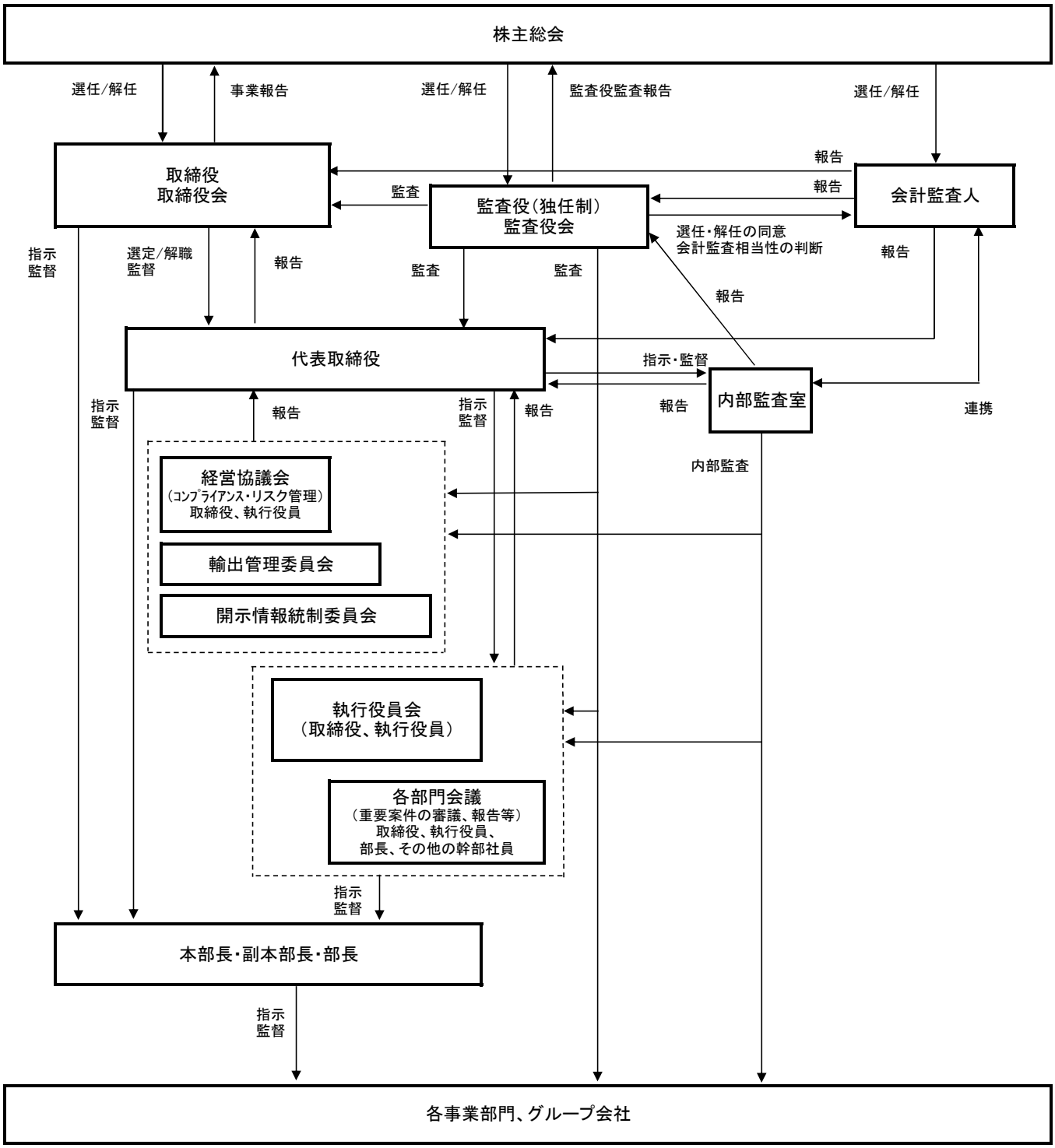
【関連部署の役割】
1. 管理本部
適時開示に関連する情報を管理本部が一元的に収集し、開示資料を作成する体制を整備しています。またその他にも管理本部では、証券取引所への届出、プレスリリースの実施、ホームページの更新などの開示関連業務や、適時開示及びインサイダー取引規制に関する全社的な教育を行っています。

2. 開示情報統制委員会
管理本部にて収集された情報及び作成された開示情報は、取締役、監査役、適時開示担当の経理担当者、IR担当者などが出席する開示情報統制委員会により、開示の要否が判断されます。なお、基本的に適時開示の実施は取締役会の判断によっておりますが、発生事実による適時開示に関しては、開示情報統制委員会での判断による情報開示の後、取締役会へ事後報告する場合があります。

3. 監査役会・内部監査室
独立的な立場からの監査役監査及び内部監査により、適時開示に係る社内体制についてモニタリングを実施しています。


プロセス
企業情報の開示に係る社内体制及び業務フロー
公表
分析・判断
モニタリング
情報収集
教育
証券取引所
記者クラブ
金融庁
管理本部
開示情報統制委員会
（構成メンバー：取締役、監査役、経理担当者、IR担当者など）
管理本部
決算情報
発生事実
決定事実
会社の事業活動
（部門情報管理者：各部長）
周知
企業理念、適時開示に係る基本方針、規程等の社内ルール
監査役会
取締役会
内部監査室
情報の流れ
モニタリング

【模式図】


株主総会
選任/解任
事業報告
選任/解任
監査役監査報告
選任/解任
取締役
取締役会
監査
監査役(独任制)
監査役会
報告
報告
会計監査人
選任・解任の同意
会計監査相当性の判断
報告
指示
監督
選定/解職
監督
報告
監査
監査
報告
代表取締役
指示・監督
内部監査室
指示
監督
報告
指示
監督
報告
報告
連携
内部監査
経営協議会
(コンプライアンス・リスク管理)
取締役、執行役員
輸出管理委員会
開示情報統制委員会
執行役員会
(取締役、執行役員)
各部門会議
(重要案件の審議、報告等)
取締役、執行役員、
部長、その他の幹部社員
指示
監督
本部長・副本部長・部長
指示
監督
各事業部門、グループ会社